

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟ブレイキン強化選手規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という。）定款第4条に定める事業遂行のため、ブレイキン強化選手に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 強化選手
ブレイキン会員に関する規程に基づきJDSFに登録した選手のうち、本規程第3条に定める基準によってJDSFが指定し、強化選手契約を締結した選手全般のこと。
- (2) ブレイキン 強化選手A（以下「強化A」という。）
ブレイキン会員に関する規程に基づきJDSFに登録した選手のうち、JDSFが認定した国際的な大会や全日本選手権において、特に目覚ましい成績を納めた選手で、本規程第3条に定める基準によってJDSFが指定した選手のこと。
- (3) ブレイキン 強化選手B（以下「強化B」という。）
ブレイキン会員に関する規程に基づきJDSFに登録した選手のうち、JDSFが認定した国内トップレベルの大会において、目覚ましい成績を納めた選手で、地域を代表する、または将来有望な選手で本規程第3条に定める基準によってJDSFが指定した選手のこと。
- (4) ブレイキン 強化選手ジュニア（以下「強化ジュニア」という。）
ブレイキン会員に関する規程に基づきJDSFに登録した選手のうち、JDSFが認定した国内トップレベルの大会において、目覚ましい成績を納めた選手で、地域を代表する、または将来有望な選手で本規程第3条に定める基準によってJDSFが指定した選手のこと。
- (5) 強化選手ナショナルチームメンバー（以下「ナショナルチーム」という。）
強化選手のうち、JDSFが指定し国際競技会へ日本代表として派遣される選手のこと。
- (6) 本規程においては、強化選手、強化選手A、強化選手B、強化選手ナショナルチームメンバーを総称して「強化選手等」という。また、強化選手契約、強化選手エリート契約及び強化選手ナショナルチームメンバー契約を総称して「強化選手契約等」という。

(選考及び指定)

第3条 JDSFは、選手が選考基準に該当し、JDSFとの間で強化選手契約等を締結することを条件として、強化選手等としての資格を付与する。

- (1) 前項の選考基準は、ブレイキン選手強化部が作成し、業務執行理事会が決議する。
- (2) JDSFは、選考基準を年度毎に定めるものとし、これを年度途中においても見直すことができるものとする。この場合、ブレイキン選手強化部が選考基準の変更を業務執行理事会に上申し、業務執行理事会が決議する。
- (3) ブレイキン選手強化部は、前3項の選考基準を踏まえ、業務執行理事会に対し強化選手等を推薦する。業務執行理事会は、ブレイキン選手強化部の推薦を受け、強化選手等を決議する。ただし、ナショナルチームについては、別途定めるナショナルチーム規程に基づいて指定する。

(期間)

第4条 強化Aの指定期間は、JDSFと強化選手等が契約を締結した日（以下「資格付与日」という。）の翌日から資格付与日が属する事業年度の翌事業年度末日までとする。ただし、ナショナルチームに指定された場合は、別途定めるナショナルチーム規程で定められた範囲で強化選手の期間も延長される。

- (1) 強化Bの指定期間は、資格付与日から資格付与日が属する事業年度末日までとする。ただし、ナショナルチームに指定された場合は、別途定めるナショナルチーム規程で定められた範囲で強化選手の期間も延長される。
- (2) 強化ジュニアの指定期間は、資格付与日から資格付与日が属する事業年度末日までとする。ただし、ナショナルチームに指定された場合は、別途定めるナショナルチーム規程で定められた範囲で強化選手の期間も延長される。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当該選手が所定の実績を残せない場合、本規程の義務を果たさない場合、資格付与の要件若しくは関連するその他の規程について本規程が改定された場合において、JDSF選手強化本部が必要と認めるときは、指定された期間の途中であっても指定を解除し、または規程の項目を変更することができる。

(責任と義務)

第5条 強化選手等又は強化選手等の指定を受けようとする選手は、次に定める義務を遵守することを承諾するとともに、JDSFとの間で、強化選手契約等を締結しなければならない。

- (1) 本制度の目的に則して、競技力の向上に努めること。
- (2) JDSFが指定する国際大会、国内大会、行事に出場すること。
- (3) 原則として年一回、JDSFが主催する強化選手講習会に参加すること。
- (4) 原則として年一回、JDSFが指定する測定及びメディカルチェックを受診すること。
- (5) アンチ・ドーピングに関わる全ての基準を適正に順守すること。
- (6) 別に定めるユニフォーム規程を遵守すること。
- (7) JDSFに対し、定められた時期に強化活動計画の提出と活動実績の報告をすること。
- (8) JDSFが必要とした面談に応じること。
- (9) 日本を代表するトップアスリートとして自覚を持ち、メディアからのインタビュー、取材及び撮影、個人や企業のソーシャルネットワークからの発信などを行うときは、身だしなみや服装に注意し誠実に対応すること。
- (10) 定款、倫理規程、日本を代表するブレイキン選手としてのインテグリティの遵守とブレイキンの価値向上に努める、またその他の諸規程を遵守すること。

(指定の解除と返還)

第6条 JDSFは、強化選手等が、次のいずれかに該当するときは、年度途中であっても指定及びアスリート助成を解除し、怪我などのやむを得ない理由でない限りはそれまでにJDSFから強化プログラムとして受けたサービスにかかった費用を全額返金することとする。この場合、ブレイキン選手強化部が指定の解除を業務執行理事会に上申し、業務執行理事会が決議する。

- (1) 引退した選手（強化選手等に選出された場合、JDSFの許諾なしに引退し、若しくは強化選手の活動を辞めることはできない。）
- (2) 長期間競技会に出場していない選手
- (3) 居場所情報の提出義務違反や検査未了等アンチ・ドーピングの理念に反する行動をとった選手

- (4) 第5条の規定に違反した選手
- (5) 強化選手契約等に違反した選手
- (6) その他、JDSFが強化選手等として不適切であると判断した選手

(費用負担)

第7条 JDSFと強化選手等との間の強化合宿、遠征費等の費用負担に関して、JDSFが年度毎に定める別途資料（プレイキン強化選手 強化事業参加に関する規則）にて別途定めるものとする。

(所属、スポンサーシップ、マネジメント契約等の締結の自由と制限)

第8条 強化選手等は、所属契約、スポンサー契約、マネジメント契約を締結し、又は第三者からの競技会等の活動に関する寄付を受けることができる。ただし、強化選手等は、JDSFとJDSFオフィシャルパートナー（スポンサー）及び、オフィシャルサプライヤー間の契約が全ての契約に優先することを承諾し、また、別に定める所属・パーソナルスポンサー規程を遵守しなければならない。

(肖像)

第9条 強化選手等は、以下の事由について承諾することとする。

- (1) JDSF又はWDSFが主催、公認、指定する競技会及び派遣期間中の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、完全にJDSFに帰属し、JDSFが無償で使用することができる。
- (2) 強化選手等の集団肖像（2名以上の肖像）は完全にJDSFに帰属し、JDSFが無償で使用することができる。
- (3) 強化選手等はJDSFから指示があった場合、JDSFの広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルムビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
- (4) 強化選手等は、JDSFの強化選手等としてテレビ、ラジオ番組、ソーシャルネットワークやインターネットを介した配信、イベント等に出演し、新聞、雑誌等の取材を応諾し、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合は、JDSFに予め届出て、承認を得なければならない。
- (5) 強化選手等は、WDSF、JDSF又は日本オリンピック委員会が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。ただし、JDSFオフィシャルパートナー（スポンサー）による有償での出演依頼の場合は、予めその都度、JDSFが通告し、関係者間での協議のうえ分配を決定するものとする。
- (6) 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、強化選手等としての活動・行事に参加する限りにおいては、JDSFオフィシャルパートナー（スポンサー）が全てに優先されるものとする。
- (7) 競技者としての肖像等の使用契約に際しては、原則としてJDSFオフィシャルパートナー（スポンサー）と競合する企業との契約は禁止する。ただし、JDSFと強化選手等が別途合意した場合には、契約を認めることとする。
- (8) JDSF及びWDSFの禁止する業種及び公序良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。
- (9) JDSFは、次の各号の使用形態で包括的に使用する場合に限り、権利を第三者に許諾することができる。
 - 1 個々の画面又は物等に複数（原則として2名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - 2 個々の画面又は物等には単独の選手の肖像等が使用されているが、同一の使

用及び条件により、複数（原則として2名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

（ユニフォーム）

第10条 強化選手等は、JDSFが指定する国際大会、行事、メディアやJDSFオフィシャルパートナー（スポンサー）のインタビュー、取材及び撮影に際しては、JDSFが指定するオフィシャルウェアを着用するものとする。なお、競技中、競技以外のJDSFが指定するタイミングにおけるユニフォームに際しては、別に定めるナショナルチームユニフォーム規程を遵守すること。

（秘密保持）

第11条 強化選手等及びマネジメント契約を結ぶ業者は、次の各号に定められた内容について秘密を保持しなければならない。

- (1) 賞金や賞品に関して非公開となっている事項
- (2) 強化指定事業やその他日本人選手が、国際大会において不利になる可能性がある戦略や戦術に関わる一切の情報
- (3) JDSFにかかるマーケティング情報
- (4) 第三者の個人情報

（改廃）

第12条 本規程は、理事会もしくは業務執行理事会の議決をもって変更することができる。

附 則

この規程は、2020年8月9日から施行する。

2021年3月20日 改訂

2022年3月20日 改訂

2023年8月1日 改訂